

生活保護法による指定介護機関制度等が変わります

長野県健康福祉部地域福祉課生活保護係

生活保護法の一部を改正する法律「以下（改正法）という。」が平成 26 年 7 月 1 日から施行されることに伴い、指定介護機関の制度が次のように変更となります。

1 指定事務に係る変更

(1) みなし指定

平成 26 年 7 月 1 日以降の日付で介護保険法による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法による指定を受けたものとみなされます。

生活保護法の指定介護機関としての指定が不要な場合には、申出書に必要事項を記載の上、長野県健康福祉部地域福祉課生活保護係 に提出してください。

なお、生活保護法の指定を不要としたばあいには、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができなくなります。

また、生活保護法「以下（現行法）という。」により指定を受けている指定介護機関は、施行日において、指定を受けたものとみなされます。

(2) みなし指定以外で新たに指定を受ける場合

次にあげる事業者が生活保護受給者に対して介護保険サービスを提供する際は、新たに生活保護法による指定を受ける必要があります。

- ・平成 26 年 6 月以前に介護保険法の指定を受けた事業者のうち、生活保護法の指定を受けていない事業者
- ・平成 26 年 7 月以降に介護保険法の指定を受けた際に指定不要の申出書を提出した事業者

2 指定要件及び指定取消要件の明確化

(1) 指定の要件

改正法第 54 条の 2 第 4 項で読み替えて準用する各号（法第 49 条の 2 第 2 項の第 1 号を除く）のいずれかに該当するときは、指定されません。

（欠格事由の例）

- ・申請者又は管理者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または、執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- ・申請者又は管理者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - ・申請者又は管理者が、指定の取消の処分に係る通知があつた日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をしたもので、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (指定除外の要件の例)
- ・被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

(2) 指定の取消要件

指定介護機関が、改正法第54条の2第4項で読み替えて準用する第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消し、又は、期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合があります。

(取消要件の例)

- ・指定介護機関の申請者又は管理者が、禁固以上の刑に処せられたとき。
- ・指定介護機関の介護報酬の請求に関し、不正があつたとき。
- ・指定介護機関が、不正の手段による指定介護機関の指定を受けたとき。

3 不適切な事案等への対応の強化

(1) 過去の不正事案への対応

現行法では対象となっていない指定介護機関の開設者であつた者についても、必要と認める事項の報告若しくはサービス等の提供の記録、書類その他の物件の提出若しくは提示、実地の検査の対象となります。

(2) 不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段による介護の給付に要する費用の支弁を受けた指定介護機関は、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額が徴収される場合があります。

(3) 指定介護機関への指導体制の強化

不適切な事案に効率的・効果的に対応できるよう、県が指定した指定介護機関について、被保護者の利益を保護する緊急の必要があるときは、国による指導も実施される場合があります。